



# 1月6日(水) オークワ箕島店

午前10時～11時45分・午後1時～4時30分

問 保健センター  
Tel 82-3223

## 市庁舎関係 連絡先

有田市役所	83-1111	有田市図書館	82-3220	保田公民館	82-3168
有田市消防本部	83-0119	初島公民館	82-4159	宮原公民館	88-5524
有田市立病院	82-2151	港町公民館	82-5957	糸我公民館	88-5500
有田市水道事務所	83-2141	箕島公民館	82-2276	中央地区公民館	82-1093
有田市文化福祉センター	82-3221	宮崎公民館	83-3955		

## お知らせ

### 「源泉徴収票」が送付されます

老齢年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象になっています。そのため、老齢年金を受けている方には、1年間の年金総額などを記載した「源泉徴収票」が1月下旬に送られてきますので、確定申告の際に提出してください。

なお、障害年金・遺族年金は課税の対象となっていないため、源泉徴収票は送付されません。

紛失されたときには、再交付できますので、和歌山西年金事務所お客様相談室までお問合せください。

### 「こんなときには届出が必要」

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届出は加入するときだけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出されなかった場合、年金額が少ない場合や、受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。

次に該当するときは、必ず市役所国民年金係で、国民年金加入の手続きをしてください。

- ※家族の方で代理の場合、印鑑が必要。
- 20歳になったとき
- ※厚生年金加入者を除く
- 退職したとき
- ※厚生年金加入者の場合
- 配偶者に扶養されていたが、配偶者が

## お知らせ

### 有田市物品・委託業務競争入札参加者及び物品納入業者登録

現在の「物品・委託業務競争入札参加者」及び「物品納入業者」の登録は3月31日で期限が満了となります。

4月1日以降、市と取引を希望される業者は、新たに登録の手続きが必要です。

### 受付期間

2月1日(月)～2月29日(月)  
午前8時30分～午後5時15分  
※土・日・祝日は受付できません。  
※期間の後半はかなりの混雑が予想されますので、できるだけ早く申請手続を済ませてください。

### 登録有効期間

3年間(平成31年3月31日まで)

### 受付場所

市役所4階総務課  
詳しくは市ホームページをご覧ください。  
※申請書等は、総務課で配布しています。またはホームページからもダウンロードできます。

### 平成28年度償却資産の申告

償却資産とは、土地・家屋以外の事業用資産(構築物、機械、備品など)を指します。

### が厚生年金をやめたとき

※配偶者の扶養から外れたとき・離婚したとき・配偶者が65歳になったときも手続きが必要となります。

和歌山西年金事務所  
Tel 073-4471-1660  
健康課(内線516)

### 家庭訪問支援事業が始まります!



1月より子育て支援を目的とした家庭訪問支援事業を実施します。

この事業は、就学前の子どもがいるご家庭を対象に、子育ての不安や悩みを共に考え支援するために、子育て家庭訪問支援員が訪問させていただきます。

子育て支援家庭訪問員がご自宅に参りましたら、何なりとお気軽にご相談ください。

家庭児童青少年相談室  
Tel 82-3711  
(月～木 午前9時～午後4時)

### マイナンバー制度説明会



いよいよマイナンバー制度の運用が始まりました。

制度の概要や具体的な使用例などについて、説明会を開催します。ぜひご参加ください。

日時/1月21日(木)  
午後7時～8時30分

### 住所の変更をされる方へ

通知カードが届いている方で、通知された内容(氏名、住所、性別、生年月日)から変更がある方については、通知カードと運転免許証等の本人確認書類をお持ちの上、市役所にお越しください。

転入、転居時には、通知カードの持参も忘れずお願いします。他の各種制度においても必要になる場合がございますのでよろしくお願ひします。

市民課(内線241)

### 本人通知制度登録期間の廃止

本人通知制度(※)の登録有効期間は、登録した日の翌日から3年間としてきましたが、1月1日から登録有効期間を廃止し、更新手続きが不要となります。

なお、平成27年12月31日以前に事前登録していた方には引き続きも、登録更新の申請をしていただく必要はありません。

※本人通知制度  
住民票の写し等を第三者に交付した場合、事前登録されている方にその事実を通知することにより住民票等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の防止を目的とする制度です。

### 年金受給者のための申告会場のご案内

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。申告書の作成に当たっては「復興特別所得税」「所得税及び復興特別所得税の額」欄の記載漏れにご注意ください。

※還付申告の方も含め、申告されるすべての方について「復興特別所得税」欄の記載が必要となります。

### 冬の節電にご協力を

この冬の電力供給につきましては、最低限必要とされている予備率3%は確保できる見通しですが、発電所のトラブルなど不測の事態により電力が不足することも考えられます。お客さまにおかれましては、着実な節電・省エネにご協力をお願いします。

関西電力  
○節電お問い合わせ専用ダイヤル  
Tel 0800-1123-0171  
※通話料無料  
受付期間/～3月31日(木)  
受付時間/平日  
午前9時～午後5時

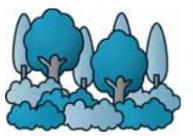
閲覧対象地区	
新堂	辨天・琴平・広瀬・天神・溢三社・新田・川原
箕島	川田・東・中・西平尾・東平尾
星尾	清水・辨財天谷・新田・北筋・中筋・垣内・内田・前筋・城/越
初島町浜港	刈藻島・背戸山・葭原・西/浜
初島町里	深谷・砦

### 森林の土地所有者届出制度

新たに森林の土地の所有者となった方は、法律により土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村への届出が義務づけられています。

個人、法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、原則として面積に関わらず届出をしてください。

有田みかん課(内線267)



### 太陽光発電設備

設置者	太陽光発電設備	
	10キロワット以上	10キロワット未満
個人(住宅用)	発電量の全量(売電)は余剰(自家消費)と見なされ、申告の対象となります。	事業用資産と見なされ、申告の対象となります。
個人(事業用)法人	事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。	

### 太陽光発電設備を設置している方へ

太陽光発電設備(太陽光パネル)を設置した場合、申告が必要な場合があります。次の表で、対象になっているかご確認ください。

### 湯浅税務署からのお知らせ

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください。

税務課(内線514)